

2023年度 岡山大学 授業料免除申請に関する Q & A

(よくある質問について掲載しています。)

- ※ 以下は大学独自制度の授業料免除申請 (高等教育の修学支援新制度 (以下「新制度」) 導入に伴ういわゆる「経過措置」による授業料免除申請を含む) についてのQ & Aです。(新制度に関する説明は含みません。)
- ※ 対象は、①大学院学生 (私費外国人留学生を含む)、②2019年度以前入学の学部学生の私費外国人留学生 及び ③2019年度以前入学の学部学生のうち新制度において支援対象外となるか又は授業料の満額が減免されない方 です。

◀ 目 次 ▶	「新制度」導入に伴う経過措置について	1 頁
	免除制度の概要について	1 頁
	免除の基準や選考方法について	3 頁
	申請書類について	5 頁
	申請書類の提出方法について	5 頁
	申請書類の記入について	6 頁
	世帯構成について	6 頁
	独立生計者について	7 頁
	「源泉徴収票」及び「所得・課税証明書」について	7 頁
	その他の書類について	9 頁

免除制度の概要について

【高等教育の修学支援新制度導入に伴う経過措置としての授業料免除申請について】

2020年度4月から高等教育の修学支援新制度 (以下「新制度」) が実施され、留学生を除く学部学生の授業料免除は、この新制度へ移行しています。新制度の支援対象となる方は、新制度における手続きが必要ですが、以下のいずれかに該当する場合は、経過措置として、大学独自制度の免除判定結果と新制度の支援区分との差額分を大学が免除します。

- ・新制度の支援対象外となる 2019年度以前入学者
- ・新制度において、第I区分 (満額支援) 以外の支援区分となる 2019年度以前入学者
- ・新制度において、支援区分=第I区分 (満額支援) で、かつ、給付奨学金が停止中である 2019年度以前入学者
- ・激甚災害被災者又は新型コロナウイルスによる家計急変者 (入学年度不問)

※新制度において満額支援となる場合は、上記経過措置の対象となりません。

Q1 授業料免除制度とはどのような制度ですか？

A 定められた期限までに申請した人のうち、大学が定めた「家計基準」と「学力基準」に適切となる方について、授業料の全額又は半額を免除する制度です。(各半期の開始前1年以内に家計支持者が死亡した場合等では、家計基準のみで選考されます。)

なお、前半期分 (4月から9月分) の授業料免除申請と後半期分 (10月から3月分) の授業料免除申請では別々に手続きが必要ですが、一定条件を満たす申請者については、「前後半期一括申請」が可能です。※Q4を参照してください。

免除申請者は学生自身となります。家族の状況（勤務先の採用時期や収入状況、年金や保険金等）を学生自身でしっかりと把握して申請してください。免除申請の受付時の面談で詳しく確認しますので、家族の状況がよく分からない場合は受付できないことがあります。

Q2 授業料免除を申請するにはどうしたらいいですか？

A 岡山大学のホームページに掲載されている「授業料免除申請要領」を各自で印刷して準備してください。申請要領の内容をよく読み、それぞれの世帯の状況ごとに必要となる証明書類を取り寄せてください。また該当する各様式に必要な事項を記入してください。

それらの証明書類等と必要事項を記入した各様式を、定められた期限までに、指示された窓口へ学生本人が持参又は郵送してください。（郵送の場合は、レターパックライトを使用すること。）

Q3 申請時期はいつ頃ですか？ どのようにしたら申請期限を確認できますか？

A 在学生の申請時期は、前半期分免除申請は3月頃、前半期分免除申請は9月頃ですが、詳しい日程は岡山大学のホームページや学内の掲示板でお知らせします（前半期分は2月上旬に掲示、後半期分は8月初旬頃に掲示）。必ず事前に申請期限と受付時間を確認してください。

また、大学から付与されたG-mailでも日程の公表をお知らせしますので、普段からG-mailを確認するか、よく使うメールアドレスに転送するよう設定しておいてください。

在学生の免除申請 スケジュール	前後半期一括、前半期分	後半期分
日程公表	2月上旬頃	8月初旬頃
申請時期	3月頃	9月頃
	（ホームページで申請期間の詳細を確認してください。）	
所得・課税証明書の提出	6月上旬	免除申請時
結果通知	7月下旬頃	12月中旬から下旬

Q4 前後半期一括申請の条件、必要書類、注意事項等は？

A【一括申請の条件】

申請は、前後半期ともに申請内容（家計状況・家族状況・就学状況等）に変更がない方がのみが対象となり、以下①～④に該当する場合は、前後半期一括申請はできません。

- ①前半期と後半期で申請内容（家計状況・家族状況・就学状況等）が少しでも変わる見込みがある場合
- ②年度途中で卒業・修了予定の場合
- ③年度途中（後半期）から、初めて最短修業年限を超えて在学することとなる場合
- ④年度内に休学・退学を予定している場合

【一括申請者の追加提出必要書類（後半期分申請時）】

一括申請における後半期分の手続き時に、申請内容（家計状況・家族状況・就学状況等）に前半期分申請から変更（予定）がない場合は、前半期（一括）申請時に提出をした様式1-②「家庭状況調書」のコピーの署名欄に日付、学生番号、氏名をペンで記入したものを、後半期分免除結果送付用封筒（12月中旬に確実に受け取れる宛先を記入し、84円分の切手を貼付したもの）とともに、後半期分申請期間内に授業料免除担当窓口へ提出してください。（前半期申請時には、署名をせず、本人控用のコピーを必ず保管してください。）【期限厳守】

【前後半期一括申請上の注意事項】

①申請内容（家計状況・家族状況・就学状況等）に変更が生じた場合は、**後半期分申請受付開始までに「前後半期一括申請変更申立書」を提出のうえ**、改めて後半期分の申請をする必要があります。変更が生じたにもかかわらず、後半期分の申請がなかったことが後日判明した場合は、一括申請は無効となり、後半期分の授業料免除を受けることはできません。

免除決定後に、変更が生じていた場合の無申請が判明した場合も、免除許可取り消しとなります。

②申請書記載事項に虚偽不正の事実がある場合は、「岡山大学授業料免除及び徴収猶予等取扱規程」第14条により、その許可を取り消します。

③前後半期一括申請が認められた場合でも、選考は半期ごとに行ないます。前後半期一括で免除が認められるわけではないので、注意願います。

※後半期分授業料免除申請の要否については、申請要領のフロー図「2023年度授業料免除申請の要否について」で確認をしてください。「前後半期一括申請変更（取下げ）申立書」はホームページに掲載しています。学生支援課授業料免除担当窓口でもお渡しします。

※不利益を被ることのないよう、十分確認をしたうえで申請手続きをしてください。

Q5 免除申請の結果が分かるのはいつ頃ですか？

A 前半期分免除申請の結果は7月中旬～下旬、後半期分免除申請の結果は12月中旬～下旬にお知らせします。

結果通知は、免除申請の受付時に提出していただいた封筒で郵送します。引っ越し等で郵送先が変わる場合は、必ず学生支援課までお知らせください。

Q6 授業料免除を申請した場合、授業料の支払い期限はどうなりますか？

A 授業料免除を申請した方については、選考結果が決まるまでは、授業料の支払いは猶予されます。それまでは授業料の口座引き落としは保留され、請求書も発送されません。

免除申請の結果が半額免除または不許可となった場合は、選考結果の通知とともにお支払いに関する案内を同封して送付しますので、その指示に従って納入してください。

Q7 免除申請の結果が不許可でしたが、授業料の支払い期限を延長してもらえませんか？

A 学生が所属している学部・研究科を担当している事務部の会計担当に相談してください。

免除の基準や選考方法について

Q8 「家計基準」と「学力基準」を教えてください。

A 岡山大学のホームページに「家計基準」と「学力基準」が掲載されていますので、各自で確認してください。また免除基準に適格となる世帯収入等のモデルケースも掲載していますので、参考にしてください。

「家計基準」は世帯構成や本人、父母（父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者）の収入等を総合的に判定します。「学力基準」は学部学生と大学院学生で違い、また新入生（入学初年度）であるか在学生であるかによっても違ってきます。新入生は、入学初年度については入学試験の合格をもって学力基準の適格者とみなします。

※学部学生で独立生計でない場合のアルバイト収入は算入しません。

Q9 基準に適格となる場合の「全額免除」と「半額免除」の選考方法を教えてください。

A 提出された申請書類を元に申請者ごとの「家計評価額」を計算し、より困窮度が高いと判定される方から全額免除を適用していきます。ただし、大学全体で免除できる授業料の額（免除予算）が決まっており、基準適格者全員を全額免除とすることはできないため（予算が不足するため）、家計評価額での順位が下位の申請者は半額免除となります。

Q10 前半期分免除申請では「全額免除」となりましたが、後半期分の免除申請でも「全額免除」になりますか？

A 後半期分の免除選考は10月の状況で判定されますので、家庭状況が前半期分の申請時と変わっていれば、後半期分の選考結果も変わる場合があります。

また、申請者の家庭状況が一切変わっていても、後半期分の申請者数が前半期よりも多くなった場合には、より困窮度が高いと判定される方を優先して免除しますので、予算の都合により半額免除となる場合もあります。

Q11 どういった状況であれば授業料が免除されますか？

母子家庭であれば免除されますか？ 在学中に結婚した場合には免除されますか？

A 状況だけで確実に免除になることはありません。母子家庭や在学中に結婚した場合であっても、十分な収入があると判定される場合は免除されません。学力基準を満たすことも必要です。

Q12 どれくらいの年収であれば免除されますか？

A 年収だけで選考するのではなく、世帯の家族構成や特別控除額を含めて、総合的に家計評価額を計算しますので、年収を聞いただけではお答えすることはできません。

岡山大学のホームページに家計評価額の算出方法等を掲載しており、免除基準に適格となるモデルケースも掲載していますので、参考にしてください。

Q13 免除の対象になることを確認してから申請書類を準備したいのですが、窓口で家庭状況や収入の状況を言えば、免除になるかどうかを事前に教えてもらえますか？

A 免除の対象となるかどうか（基準に適格となるかどうか）は、申請書類を提出していただかないとわかりません。家庭状況を聞いただけではお答えすることは出来ません。

岡山大学のホームページに家計評価額の算出方法等を掲載しており、免除基準に適格となるモデルケースも掲載していますので、参考にしてください。

Q14 自分で計算してみたところ家計基準を超えそうです。この場合は免除申請をすることはできないのでしょうか？ また、多少なら家計基準を超えても免除されますか？

A 家計基準を超えても免除の申請は可能です。

ただし、提出された申請書類を基に大学が計算した結果、家計基準を少しでも超える場合は免除されることはありません。

Q15 学力不足で進級できずに留年してしまいましたが、免除の対象になりますか？

A 学力不足で留年した場合は免除の対象とはなりません。

Q16 現在は困窮していませんが、今後のために貯金をしたいので授業料を免除して欲しいです。免除申請はできますか？

A 授業料免除制度は、経済的に困窮していて授業料を納めることが困難な学生が安心して勉学に励むことができるようにするための制度です。より困窮度が高いと判定される方から免除を適用していきますので、申請時において困窮していないと判定された場合は不許可となります。

家庭の経済状況をよく確認してから申請するかどうかを判断してください。

Q17 社会人大学院学生ですが、来年度から勤務先の自己啓発休業制度で休業(休職)しようと考えており、今後収入が無くなります。免除選考では無収入として扱われますか？

A 自己啓発のための休業(休職)については、免除選考では無収入とはみなされません。昨年の収入をもとに計算します。

Q18 ローンの返済や借金がありますが授業料免除になりますか？

A 授業料免除の選考においては、ローンの返済や借金等については考慮されません。

申請書類について

【申請書類の提出方法について】

Q19 申請期間中に、教育実習等でどうしても大学に持参することができません。友人が代理で申請書を提出することは出来ますか？

A 家庭状況や収入について面談により確認しますので、友人による代理提出は認められません。事前申請期間が設けられていますので、実習に行く前に本人が窓口へ直接持参してください。

Q20 申請期限を忘れていました。期限後でも免除申請を受け付けてもらえますか？

A 申請期限を過ぎた場合は一切受付できません。受付時間も厳守とします。正しく期限内に申請した方に不利益や不公平が生じないようにするためです。

なお、申請期限以降に家計支持者が急に亡くなった場合は学生支援課に相談してください。

Q21 申請期限までにどうしても間に合わない書類があります。申請は出来ないのでしょうか？

または申請期限以降に全ての書類を揃えてから提出しても良いのでしょうか？

A 申請期限までに間に合わない一部書類のみ、後日追加で提出が認められる場合がありますが、免除申請の手続(申請書類の提出)は期限までに行っておくことが必要です。

提出が間に合わない一部書類については、提出できる時期を各自で把握した上で、免除申請の手続時(申請書類の提出時)に受付担当者に相談してください。

申請期限以降でないと状況が確定しない場合(就職や進学等)についても、状況が確定次第、書類を準備してください。

なお、全ての書類が揃っていても、期限以降に申請手続をすることはできません。

申請書類を提出する際には、次のことを申請者自身で再度確認してから提出してください。

- 各様式に記入すべき内容や、選択すべき項目に漏れが無いこと
- 自分の世帯の状況において必要とされる全ての書類が揃っていること
- どうしても間に合わない書類について、取り寄せの準備が出来ていること

【申請書類の記入について】

Q22 学生である自分は家族の勤務状況や収入状況についてよく分かりません。免除申請書を父母が記入しても構いませんか？

A 免除申請者は学生自身となりますので、申請書も学生自身が記入してください。(ただし、一部の様式では家計支持者が記載するものもあります。)

免除申請書類を作成する際は、家族の状況(勤務先の採用時期や収入状況、年金や保険金等)を学生自身でしっかりと把握してから作成してください。免除申請の受付時において、詳しく確認しますので、家族の状況がよく分からない場合は受付できないことがあります。

(父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者))がいつから働き始めたのか？ もらっている年金の種類は？ 臨時所得の有無は？ 等、詳しく把握してください。)

※同一生計内の総所得金額は、本人及び父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)について、1年間の総所得金額を算出します。そのため、同居している家族のうち、家計支持者でない祖父母・兄弟・伯父等の収入に関する源泉徴収票等および所得・課税証明書は、提出不要です。

Q23 免除申請期限以降でない状況が判明しない内容(就職や進学等)については、どのように記載したらよいでしょうか？

A 申請書の提出時における見込みで記入しておき、受付担当者にそのことを申し出てください。

状況が確定次第、必要書類を提出してください。※4月の新入学、新採用(就職)は、4月1日開始として記入をしてください。

Q24 免除申請書類の記入内容で修正したい箇所がありますが、修正液や修正テープを使ってもかまいませんか？あるいは摩擦により文字を消して修正できるペン(フリクションペン等)で記入することはかまいませんか？

A 修正液や修正テープは使用出来ません。また、フリクションペン等での記入も認められません。二重線で訂正して書き直すか、新たな様式を用意して記入し直してください。

Q25 申請書類のなかで、「□あり、□なし」を選択するような項目がありますが、該当がない場合や、よく分からない項目は、記入しなくてもかまいませんか？

A 「□あり、□なし」を選択するような項目は、実際の状況を確認し、必ずいずれかを選択し、該当の□にチェックマーク✓を記入してください。

【世帯構成について】

Q26 実家で父母と祖父母とが同居していますが、市役所への届出では祖父母を別世帯としています。別世帯としている祖父母については免除申請では申告しなくてもかまいませんか？

A 市役所への届出状況に関わらず、同居で同一生計の方(祖父母やその他の家族)についても家庭状況調書に記載してください。なお、同一生計内の総所得金額は、本人及び父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)について、1年間の総所得金額を算出します。そのため、同居している家族のうち、家計支持者でない祖父母・兄弟・伯父等の収入に関する源泉徴収票等および所得・課税証明書は、提出不要です。

Q27 実家の父母と社会人の兄が同居していますが、兄の収入を実家の生活費にあてるわけではありません。兄は別生計として扱えますか？

A 同居で同一生計の兄弟については、家庭状況調書へ記入してください。なお、同一生計内の総所得金額は、本人及び父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)について、1年間の総所得金額を算出します。そのため、同居している家族のうち、家計支持者でない祖父母・兄弟・

伯父等の収入に関する源泉徴収票等および所得・課税証明書は、提出不要です。

Q28 学生であった弟が4月から就職することとなり、家族と離れて自活するようになります。前回までは免除申請書に記載していましたが、今後は免除申請書に記載しなくても良いのでしょうか？

A 父母等と同居しておらず、就職により自分の収入で生活する兄弟等については、別生計として構いません。その場合は申請書（家庭状況調書）に記載する必要はありません。

ただし、その兄弟等が、昨年まで父母の税法上の被扶養者であったのであれば、4月以降の兄弟等の状況について申立書に詳しく記入して、提出してください。（就職すること、父母等と同居しないこと、自分の生活費を自分の収入で賄う生活となること等をわかりやすく記入してください。）

【独立生計者について】

Q29 自分は社会人大学院学生として勤務しながら通学しており、税法上も父母の被扶養者になっておらず、父母とも別居して生活しています。ただし、住民票上では父母と同じ住所となっています。

独立生計者として申請しようとする場合、父母と同居していないことを示すにはどうしたらよいですか？

A 住民票を提出するとともに、公共料金の領収書等で現住所と氏名が確認できるものを提出してください。

なお、独立生計者と認定するには、申請者自身（又は配偶者）が被保険者である健康保険証や、申請者自身（又は配偶者）が世帯主である国民健康保険証も必要です。父母の健康保険証の被扶養者になっている場合や、父母が世帯主である国民健康保険証では独立生計者として認定出来ません。

加えて、所得税法上父母の扶養親族でないことが証明できるもの（父母の源泉徴収票、確定申告書（控）等）を提出してください。

【「源泉徴収票」及び「所得・課税証明書」について】

Q30 「源泉徴収票」とはどういった書類ですか？

A 勤務先が発行する書類であり、雇い入れた個人に対して1年間（1月から12月）に支払った賃金の額等を示した書類です。この書類で示される金額は原則として給与収入として扱います。

2023年度の授業料免除申請では、2022年1月～12月の収入に関する源泉徴収票を提出してください。

※ 2022年1月～3月の間のアルバイトの源泉徴収票を忘れないように注意してください。

Q31 父母に扶養されている学生についても「源泉徴収票」等は必要ですか？

A 学部学生で父母に扶養されている場合（独立生計者ではない場合）、申請した学生本人のアルバイトに関する「源泉徴収票」等は提出不要です。（定職のある場合は提出が必要です）。

大学院学生や別科・専攻科の学生については、父母に扶養されている場合でも、本人の全ての収入を申告して、「源泉徴収票」等を添付ください。

Q32 「所得・課税証明書」とはどういった書類ですか？

A 市区町村役場が発行する公的書類であり、個人が前年の1年間（1月から12月）に得た収入や所得及び課税額等が記載されています。5月中旬頃より前年分の証明書が発行されます。最近は、コンビニでも発行可能である場合があります。（詳細は、当該の市区町村役場に確認してください。）

複数箇所勤務していた場合は、それぞれの勤務先からの給与等を合算した金額が記載されてい

ます。給与以外にも自営業による所得や農業所得等も記載されています。

授業料免除申請では、所得・課税証明書に記載された収入や所得について、根拠となる源泉徴収票や確定申告書等を添付する必要があります。

Q33 「源泉徴収票」と「所得・課税証明書」は両方の提出が必要ですか？

勤務先が1カ所だけなので、「源泉徴収票」と「所得・課税証明書」は同じ金額になるはずですが、どちらか一方だけの提出で構いませんか？

- A 「源泉徴収票」と「所得・課税証明書」の金額を照合しますので、両方とも必要です。
勤務先が1カ所だけであっても、その他に収入や所得等が無いことを確認するため、両方の書類が必要です。

Q34 アルバイト先でもらった「源泉徴収票」を紛失しました。

「源泉徴収票」をもらっていないアルバイト先もあります。どうしたらいいのでしょうか？

- A 「源泉徴収票」を紛失した場合、アルバイト先に連絡して、「源泉徴収票」を再発行してもらうか、アルバイト先で「給与等支払証明書(様式12)」に支払金額の証明をもらい、提出してください。
「源泉徴収票」をもらっていないアルバイトについても申告が必要です。
「源泉徴収票」の発行を依頼するか、「給与等支払証明書(様式12)」に支払金額の証明をもらい、提出してください。
なお、個人的に請け負った家庭教師についても申告が必要です。家庭教師をしている家の方に、支払金額等について「給与等支払証明書(様式12)」で証明してもらってください。

Q35 「所得・課税証明書」に記載の収入金額と「源泉徴収票」の金額が一致しませんが、提出した「源泉徴収票」の収入以外に他に思い当たる収入がありません。

- A 「所得・課税証明書」の発行元である市区役所町村役場で、「所得・課税証明書」に記載の収入金額の内訳を確認してください。確認の結果、免除申請時に申告していない収入が判明したら、その勤務先に連絡をして、「源泉徴収票」等を取り寄せて提出してください。

Q36 「所得・課税証明書」に記載されない収入については申告しなくても構いませんか？

- A 「所得・課税証明書」に記載されない収入であっても、収入を得ているのであれば当然申告してください。未申告の収入がある場合は選考から除外する場合があります。

Q37 自分は昨年にアルバイトをしていないため収入が無く、「源泉徴収票」もありません。また専業主婦の母も収入がありません。収入の無い人でも「所得・課税証明書」の提出が必要ですか？

- A 本人及び父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)については、収入が無かった方についても「所得・課税証明書」を提出してください。収入が無かったことを確認するために必要です。「課税台帳に記載なし」又は「所得金額0円」の「所得・課税証明書」を発行してもらってください。
ただし、就学中の兄弟姉妹や就学前の兄弟姉妹については「所得・課税証明書」の提出は不要です。
また、学部学生で父母に扶養されている場合(独立生計者ではない場合)で、申請した学生本人に収入が無い場合(又はアルバイト収入のみの場合)は、本人分の「所得・課税証明書」は提出不要です。大学院学生等については、本人に収入が無くても本人分の「所得・課税証明書」が必要です。

Q38 収入が無いため市区町村役場で「所得・課税証明書」が発行できないと言われました。

- A 市区町村役場で所得が無かったことの申告手続をした上で、「所得・課税証明書」の発行を依頼してください。

【その他の書類について】

- Q39 申請要領にある必要書類のうち、(写)とあるもの(例えば、源泉徴収票(写))については、原本ではなく、コピーの提出で良いのでしょうか？

- A (写)と指示されているものは、コピーの提出で構いません。
ただし、印字が薄いなどで、判読しづらいものは受け付けることができません。
必ず濃くコピーし、判読出来るものを提出してください。カラーコピーであれば、薄い文字もはっきりとコピーできる場合があります。
また、自分の保存用でコピーする場合も、濃くコピーし、判読出来るものを保存してください。

- Q40 母子家庭ですが、提出の必要な「世帯全員の住民票」とはどのような住民票でしょうか？

- A 免除申請書に記載する全員の氏名が記載された住民票で、「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ない」と証明された住民票です。
市役所で発行を依頼する際に「世帯全員のものが必要である」と申請してください。
また、住民票を一人暮らしの現住所に移している学生本人や兄弟等の住民票も必要になります。
さらに、父母等と同居の祖父母等についても住民票が必要となります。
それらの住民票も「世帯全員の住民票」である必要があります。

- Q41 前回の免除申請で「給与支給(見込)証明書(様式4)」の原本を提出しましたが、次の免除申請でも新たに証明書を作成してもらう必要がありますか？

- A 「給与支給(見込)証明書(様式4)」はコピーの提出は認められませんので、毎回新たに証明書を作成してもらい、その証明書の原本を提出してください。(直近3ヶ月の給与を証明したものである必要があります。)
2023年度の免除申請においては、2022年1月以降に採用になった勤務(アルバイト、パートを含む)について、「給与支給(見込)証明書(様式4)」の提出が必要です。
なお、家族世帯で申請する学生本人のアルバイトについては、「給与支給(見込)証明書(様式4)」の提出は不要です。(ただし、定職を持つ学生でアルバイトもする場合は、そのアルバイトに関して証明書(様式4)が必要です。)

- Q42 前回の免除申請で「退職に関する証明(様式5)」の原本を提出しましたが、次の免除申請でも新たに証明書を作成してもらう必要がありますか？

- A 「退職に関する証明(様式5)」は、以前の免除申請で原本を提出したのであれば、次の免除申請では、コピーの提出で構いません。

- Q43 年金を受給している家族がいますが、「振込通知」が実家に届いていない場合(または紛失した場合)はどうすればいいのでしょうか？ 年金の「源泉徴収票」でも構いませんか？

- A 父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)が年金を受給している場合は、年金の支払い元に電話で連絡し、「振込通知」の再発行を依頼してください。ほとんどの場合、再発行が可能です。
年金については「源泉徴収票」ではなく、最新の「振込通知」か「年金額の改定通知」を提出してください。

Q44 公的年金以外にも「企業年金」や「保険会社の個人年金」、「かんぽ生命の年金保険」等を受給している家族がありますが、申告は必要ですか？

A 父母（父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者）であれば、公的年金以外の年金についても収入とみなしますので、必ず申告してください。

Q45 自営業の父と農業を営む祖父がいます。「確定申告書」はどのページが必要でしょうか？

A 父の「確定申告書」は、第1表と第2表、さらに「収支内訳書（又は青色申告決算書）」が必要です。これら以外にも、分離課税の申告をしている場合は、それらの申告書も必要となりますし、確定申告の種類によって必要になる書類が変わってきます。（父母ともいない場合の）家計支持者でない祖父の確定申告書は不要です。

Q46 弟が3月末で高校を卒業し、4月から大学に進学予定ですが、免除申請時にはまだ合格が決まっています。また、もし予備校に通うこととなった場合はどうしたらよいですか？

A 申請書類を提出する際には、4月に進学予定の学校を「家庭状況調書（様式1-②）」の右側の「就学者」欄に鉛筆で記入しておいてください。4月になってから以下の書類を提出してください。

進学した場合 : 進学した学校の在学証明書を追加で提出してください。（就学者控除を受けられます。）

予備校に通う場合 : 就学者には該当しないので、「家庭状況調書（様式1-②）」の左側「就学者を除く家族」欄に記載してください。（就学者控除を受けられません。）

Q47 長期間、病院で通院治療（又は入院）をしている家族がいますが、「療養費証明書」（様式10）、長期療養の診断書（様式10-①）や領収書がないと免除申請が出来ないのでしょうか？

A 「療養費証明書」（様式10）、診断書や領収書がなくても免除申請をすることは出来ます。

医療費に関する特別控除の適用を希望する方のみ、「療養費証明書」（様式10）を、診療機関等から「療養費証明書」の証明が受けられない場合は、それらの診断書（様式10-①）や領収書を用意し、診療月ごとの医療費の金額を記入し、「家庭状況調書」の「特別控除欄」に必要事項を記入してください。「長期療養費」の特別控除を申告する場合は、前後半期一括申請はできません。